

令和元年第2回小国町議会臨時会会議

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和元年5月10日(金)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和元年5月10日 午前10時00分

1. 閉 会 令和元年5月10日 午後13時50分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	総務課長 小 田 宣 義 君
教委事務局長 石 原 誠 慈 君	政策課長 佐々木 忠 生 君
産業課長 木 下 勇 児 君	情報課長 北 里 慎 治 君
税務課長 橋 本 修 一 君	建設課長 秋 吉 陽 三 君
住民課長 時 松 洋 順 君	福祉課長 生 田 敬 二 君
保育園長 河 津 公 子 君	会計管理室長 加 祥 一 恵 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 時 松 昭 弘 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 5月10日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r.1.5.10）

議会事務局長（藤木一也君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

去る5月7日に、町長より臨時議会開催の告示がございましたので、議会事務局長名で議員の皆さま方に召集の御案内を申し上げました。どうか御了承いただきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、令和元年第2回小国町議会臨時会を開催されるにあたり、議長選出等々議案の御審議をお願いするとともに、私におきましても、まず町長就任後の初めての議会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先の選挙におきまして、皆さまの御支援のもとに小国町長としての重責を担うことになりまして、本当に身の引き締まる思いがしますとともに、町民の皆さま、そして先人の人たちが積み上げてきた歴史と伝統や文化をしっかりと大切にしながら、これからの令和の時代を見据えて小国町の未来のために、そして子ども達のために、次世代のために、どのようにつくり、どのように発展させていくのかを考えて参りたいと思っております。山紫水明の小国町をもっと住み良しの国に、そしてもっと来て良しの国にするために北里柴三郎博士のお力もお借りしながら、執行部一丸となり、住み良しの、来て良しの心地いい地域を目指して参りたいというふうに考えてるところでございます。ここにおられる議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまにおかれましては、これからの町の取り組み、そして御理解を御協力をお願い申し上げますとともに、御指導を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、まずもっての気持ちだけではございますけれども、臨時会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議会事務局長（藤木一也君） ありがとうございます。

それでは次に、教育長以下、町執行部、管理職職員の自己紹介をお願いいたします。

教育長からお願いいたします。

教育長（麻生廣文君） おはようございます。

私も、町長も変わりましたので、選挙後に一応打診いたしまして、任期いっぱい頑張るよということだったのでございましたので、引き続きここに立っておりますけれども、任期は9月いっぱいでございますので、その間、学校教育、あるいは社会教育にしっかりと邁進していきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 次に、総務課長をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。

総務課長の小田と申します。総務課が所管します係といたしましては、総務係、財政係、管財係という3つの係を持っております。今年は改選の年ということで、議員の皆さま知っている人もおりますけれども、3月議会は骨格予算で提出させていただいております。来る6月議会には、これに肉付け分ということで、補正予算を提出させていただきますので、またよろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 政策課長お願いします。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。

政策課長の佐々木と申します。政策課は移住、定住対策やふるさと寄附金などの業務を行うまちづくり係、地方創生や昨年度選定されたSDGs未来都市の推進などの業務を行う企画係、地域公共交通や地熱資源の適正活用などの業務を行う地域振興係の3つの係で構成をされております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 続いて、税務課長お願いします。

税務課長（橋本修一君） 税務課、課長の橋本といたします。お世話になります。

税務課は3つの係がございます。地方自治の基盤であります税の課税する税務係、また税の滞納整理を行う徴収係、それと土地の一筆調査、地籍調査をする地籍係、この3つが税務課の係でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 住民課長お願いします。

住民課長（時松洋順君） おはようございます。

住民課長の時松と申します。本年4月から課長を拝命させていただいております。住民課の所管といたしましては、住民係が戸籍、住民基本台帳等の業務を担っております。支援係こちらは環境衛生、住民生活相談等の業務を担っております。それから、隣保館のほうで人権啓発業務等を担っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 続いて、産業課長お願いします。

産業課長（木下勇児君） おはようございます。

産業課長の木下と言います。どうぞ、よろしく願いいたします。産業課の所管といたしましては、小国町の基幹産業である農業、林業の振興を図るために、係としまして農政係、林政係、農業委員会事務局、3つの組織体制で業務のほう行っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 続いて、建設課長お願いします。

建設課長（秋吉陽三君） おはようございます。

建設課長の秋吉と申します。建設課は公共建設係、農林土木係、上下水道係の3つの係で事業を行っております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 続いて、会計管理室長お願いします。

会計管理室長（加祥一恵君） おはようございます。

今年の4月1日付けで、会計管理室の室長をさせていただいています。加祥と申します。町の
公金の収入と支出の管理及び物品の管理を行っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 情報課長お願いします。

情報課長（北里慎治君） おはようございます。

情報課課長、北里でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。情報課の所管としましては、光ファイバー関係を携わっております情報係、それと小国町の観光面、全て取り扱っております商工観光係ということになっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 福祉課長お願いします。

福祉課長（生田敬二君） はい、おはようございます。

福祉課長をさせていただいております生田敬二と申します。よろしく願いいたします。福祉課は健康支援係、福祉係、子ども未来係、地域包括支援センターという4つの係がございます。業務内容といたしましては、大まかにですけれども、地域福祉全般、子育て支援等の児童福祉、高齢者福祉、健康診査等の健康づくり全般、また国民健康保険や後期高齢者医療等の医療保険、介護保険や介護予防事業等を所管をしております。どうぞ、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 保育園長お願いします。

保育園長（河津公子君） おはようございます。

4月から園長として頑張ります河津と申します。保育園は庁舎内と外れての施設として、また課として動いております。係としては宮原保育園、北里保育園、下城保育園、子育て支援拠点、4つの施設で子どもの子育てに動いております。今後とも、よろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） それでは、教育委員会事務局長お願いします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） おはようございます。

4月1日付けで教育委員会の配属になりました、事務局長の石原と申します。よろしく願いいたします。教育委員会は学校教育、それと社会教育のほう担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

議会事務局長（藤木一也君） 最後になりますが、私が議会事務局長の藤木と申します。これから議員の皆さまと一緒に仕事をさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

本日の臨時議会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまで地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長の時松昭弘議員を御紹介します。

時松昭弘議員には、議長席のほうに御着席をいただきまして、会議を進めていただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

臨時議長（時松昭弘君） おはようございます。

ただいま議会事務局長から紹介いただきました時松昭弘でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので令和元年第2回小国町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時10分）

臨時議長（時松昭弘君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりで、私は臨時の議長でありますので、日程第2「議長の選挙について」までを担当させていただきます。

まず、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまの御着席の議席といたします。

続きまして、日程第2、「議長の選挙について」を行います。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（時松昭弘君） ただいま出席議員は10人です。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番 児玉智博君及び仮議席番号9番 大塚英博君を指名したいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（時松昭弘君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に仮議席番号1番 児玉智博君、仮議席番号9番 大塚英博君を指名します。

投票用紙を配布します。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

（投票用紙配付）

臨時議長（時松昭弘君） 投票用紙の配付漏れはありませぬか。

（配付漏れなし）

臨時議長（時松昭弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

臨時議長（時松昭弘君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番 児玉智博議員から順番に投票願ひします。

（投票）

臨時議長（時松昭弘君） 投票漏れはありませぬか。

(投票漏れなし)

臨時議長（時松昭弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席番号1番 児玉智博君及び仮議席番号9番 大塚英博君に立ち会いをお願いします。

(開 票)

臨時議長（時松昭弘君） 開票の結果をお知らせいたします。

投票総数	10票
有効投票	9票
無効投票	1票
有効投票中	
松崎俊一君	5票
児玉智博君	2票
松本明雄君	1票
熊谷博行君	1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票でありますので、よって松崎俊一君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長（時松昭弘君） ただいま、議長に当選されました松崎俊一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選された松崎俊一君にひと言御挨拶をお願いします。

議長（松崎俊一君） 皆さまの御推挙により、議長をさせていただくことになりました。微力ながら皆さまと一緒に、小国町のために一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。議員各位、並びに町長、職員以下執行部の皆さまの御協力と御支援のほどをよろしくお願い申し上げる次第です。議長の役割をしっかりと認識して、山積した課題や諸問題に対しまして、皆さまと共に力を合わせて頑張っていきたいと思っております。どうか、よろしく申し上げます。

臨時議長（時松昭弘君） ありがとうございます。

それでは、松崎議長は議長席にお着きください。

これをもちまして、臨時議長の職務はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで追加日程の配付をいたします。

(資料配付)

議長（松崎俊一君） これから議事は、ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおりであ

ります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「副議長の選挙について」を行います。選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は10人です。
お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席番号2番 江藤理一郎君、仮議席番号
8番 穴見まち子君を指名したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に仮議席番号2番 江藤理一郎君及び仮議席番号8番 穴見まち子君を指名い
たします。

投票用紙を配付いたします。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番議員から順番に投票を願います。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席番号2番 江藤理一郎君及び仮議席番号8番 穴見まち子君に立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中

時松昭弘君 8票

松本明雄君 2票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、時松昭弘君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま、副議長に当選されました時松昭弘君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました時松昭弘君、一言御挨拶をお願いいたします。

副議長(時松昭弘君) 一言御挨拶を申し上げます。ただいま副議長のほうに選任をいただきました。今回から議会の定数も2名減っております。新しい一人一人の議員の役割というのも非常に重要になってくるかと思いますが、これから先、議会の活性化、そして開かれた議会ということを目指して住民本位の議会を目指していきたいと思っております。また、新しい町長におきましても新町長が誕生し、またしっかりと執行部と二元代表制の意味をしっかりと守って発言をしながら、車の両輪として頑張っていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。お世話になります。

議長(松崎俊一君) はい、ありがとうございます。

副議長の議席につきましてお諮りいたします。

慣例に従い、副議長の時松昭弘君を1番とすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、1番を時松昭弘君に決定いたします。

議長(松崎俊一君) 日程第2、「議席の指定について」を行います。

お諮りします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっておりますので、慣例により抽選で行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、議席は抽選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席は抽選によることに決定しましたが、慣例により議長を10番とすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

抽選は8本の抽選棒に2番から9番までの番号が記されています。この抽選棒を仮議席番号1番から順番に引いていただき、その番号を議席番号とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

これにより抽選を行います。仮議席番号1番 児玉智博君からお願いしたいと思います。抽選棒を引きましたら、元の位置に御着席ください。

(抽 選)

議長(松崎俊一君) ただいまから、新しい議席番号の所に移動をお願いしたいと思います。

抽選結果は次のとおりです。

1番 時松 昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野 達也君
5番 児玉 智博君	6番 大塚 英博君
7番 西田 直美君	8番 松本 明雄君
9番 熊谷 博行君	10番 松崎 俊一君

議長(松崎俊一君) 日程第3、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 時松 昭弘君

9番 熊谷 博行君

をお願いしたいと思います。

議長(松崎俊一君) 日程第4、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで、暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

(午前10時30分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時30分)

議長(松崎俊一君) 日程第5、「常任委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会は地方自治法第109条第2項に、「議員は少なくとも一つの常任委員にならなければならない」となっています。委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長において指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名をいたします。

総務文教福祉常任委員

2番 江藤理一郎君 3番 穴見まち子君
4番 久野 達也君 5番 児玉 智博君
7番 西田 直美君

産業常任委員

1番 時松 昭弘君 6番 大塚 英博君
8番 松本 明雄君 9番 熊谷 博行君
10番 松崎 俊一君

でございます。

以上のとおり、各常任委員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここでお願いがあります。私は産業常任委員に選任されましたが、議長の立場上、各委員会との関係を等距離的な立場をとるのが望ましいのではないかと思いますし、地方自治法第105条によりまして、各常任委員会へ出席、発言が認められています。もし、委員会表決に加われば、本会議において議長の採決権の問題が生じた場合、委員会の表決と相反した判決を下さなければならない事態も生ずるおそれがありますので、皆さまの同意が得られますなら、常任委員会を辞任いたしたいと思います。

議会事務局長(藤木一也君) ただいまの件につきまして、議長の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によりまして、松崎議長が除斥の対象になります。

つきましては、松崎議長に御退席をいただきまして、時松副議長に議長席へご登壇いただき、副議長から議長の常任委員辞任の件を、お諮りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(松崎議長 退席)

副議長(時松昭弘君) ただいまのことにつきまして、議長の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によりまして、松崎議長が除斥の対象になります。つきまして

は、松崎議長に退席をいただきまして、お諮りをしたいと思います。

先刻、議長から産業常任委員を辞任したいという旨の申し出がありました。この件を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(時松昭弘君) 異議なしと認めます。

よって、議長の産業常任委員辞任の件を許可することに決定しました。

ここで議長の除斥を解除いたします。

議長が入席いたしましたので、ただいまの採決の結果を御報告いたします。

お諮りいたしましたところ、議長は産業常任委員を辞任することに決定をいたしました。以上、報告いたします。それでは、議長を交代します。

(松崎議長 登壇)

議長(松崎俊一君) 委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、おのこの委員会で互選することになっております。ここで休憩いたしまして、各委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時40分から再開いたします。

(午前11時35分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時40分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に、正、副委員長が決まったかと思われますので、各委員長より、正、副委員長を御報告お願いしたいと思います。

まず、総務文教福祉常任委員長、報告をお願いいたします。

4番(久野達也君) それでは、総務文教福祉常任委員会について御報告を申し上げます。委員長に私、久野達也、副委員長には江藤理一郎議員。以上のおり決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

次に、産業常任委員長より報告をお願いします。

9番(熊谷博行君) それでは、産業常任委員会について御報告申し上げます。委員長は私、熊谷博行、副委員長は松本明雄議員、以上のおり決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

続きまして、日程第6、「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

議会運営委員

1番 時松 昭弘君

4番 久野 達也君

5番 児玉 智博君

8番 松本 明雄君

9番 熊谷 博行君

以上のとおり、議会運営委員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。委員長、副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。ここで休憩をいたしまして委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時43分)

議長(松崎俊一君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時45分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に、正、副委員長が決まったかと思われまので、委員長より、正、副委員長を御報告願います。

5番(児玉智博君) それでは、議会運営委員会の審議の経過と結果について御報告を申し上げます。委員長に私、児玉智博、副委員長に熊谷博行議員。以上のように決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

続きまして、日程第7、「小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は、小国町外一ヶ町公立病院組規約第5条第1項及び第2項の規定により、4人を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員に、

4番 久野 達也君

7番 西田 直美君

8番 松本 明雄君

9番 熊谷 博行君

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を、小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました4名の諸君が、小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長(松崎俊一君) 日程第8、「阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は、阿蘇広域行政事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、3人を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、

1 番 時松 昭弘君

2 番 江藤理一郎君

3 番 穴見まち子君

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました3名の諸君を、阿蘇広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました3名の諸君が、阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されたので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「小国町・南小国町共有財産協議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、両町財産協議会規約第4条及び両町共有財産協議会委員設置条例第2条の規定により、議会が選任する議会の代表として、両町各3名となっております。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

4 番 久野 達也君

6 番 大塚 英博君

9 番 熊谷 博行君

以上のとおり、小国町・南小国町共有財産協議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、3名を小国町・南小国町共有財産協議会委員といたします。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「小国町まちづくり審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、平成8年に「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」が制定され、それに伴い、このまちづくり審議会が設置されており、設置規則第3条第2項の規定により、町議会議員2名となっています。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

2番 江藤理一郎君

7番 西田 直美君

以上のとおり、小国町まちづくり審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町まちづくり審議会の委員といたします。

議長(松崎俊一君) 日程第11、「小国町地熱資源活用審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、平成27年に小国町地熱資源の適正活用に関する条例が制定され、それに伴いこの小国町地熱資源活用審議会が設置されており、規則第4条第2項の規定により、町議会議員2名となっています。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

4番 久野 達也君

9番 熊谷 博行君

以上のとおり、小国町地熱資源活用審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町地熱資源活用審議会の委員といたします。

議長(松崎俊一君) 日程第12、「小国町上下水道事業運営審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、平成11年に上下水道の普及、促進などについて、町長の諮問に応じ、必要な事項を審議するための条例で、審議会を置くことになっています。審議会条例第2条第2項の規定により、町議会議員2名となっております。

お諮りいたします。

議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、これにより指名いたします。

3番 穴見まち子君

5番 児玉 智博君

を指名いたします。

以上のとおり、小国町上下水道事業運営審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町上下水道事業運営審議会の委員といたします。

議長(松崎俊一君) 日程第13、「小国町国民健康保険運営協議会委員の選任について」を議題といたします。

本件についても、小国町国民健康保険条例が制定されており、その運営などを協議するために条例で運営協議会が設置されています。第2条で、委員の定数及び資格の一つに「公益を代表する委員」となっており、慣例といたしましてこれまで町議会議員2名が委員として選任されておりますので、今回も選出するものでございます。

お諮りいたします。

議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

3番 穴見まち子君

5番 児玉 智博君

以上のとおり、小国町国民健康保険運営協議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町国民健康保険運営協議会委員といたします。

それでは、ここで、暫時休憩いたします。午後の会議を1時から行いたいと思います。

(午前11時54分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(松崎俊一君) 日程第14、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は広域連合規約第8条第1項の規定により、町長及び議会議員のうちから議員において、1人を選挙するもので、地方自治法第118条の規定及び小国町議会会議規則第26条から第35条の規定に基づき、実施するものです。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま出席議員は10人です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 江藤理一郎君及び8番 松本明雄君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番 江藤理一郎君、8番 松本明雄君を指名いたします。

なお、念のために申し上げますが、投票で選挙する議員は1名で、候補者となる被選挙人は小国町長及び本町議会議員の計11名です。

投票は単記無記名であります。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番 時松昭弘議員から順番に投票願います。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番 江藤理一郎君及び8番 松本明雄君に立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（松崎俊一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	10票
有効投票	10票
無効投票	0票
有効投票中	
渡邊誠次君	6票
児玉智博君	3票
時松昭弘君	1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって渡邊誠次君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま、当選されました渡邊誠次君が議場におられますので、小国町議会
会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、渡邊誠次君にひと言承諾の意思表示をお願いします。

町長（渡邊誠次君） お世話になります。皆さんの期待に添えるようにしっかり頑張って参ります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございました。

日程第15、「同意第1号 小国町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題
といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、お手元の議案集を御覧ください。

同意第1号 小国町監査委員の選任について

小国町監査委員として、下記のものを選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定に
より、議会の同意を求める。

令和元年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記

1. 氏 名 大塚英博
2. 生年月日 昭和27年2月24日
3. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1585番地3

以上です。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松崎俊一君） 地方自治法第117条の規定により、大塚英博君が除斥の対象になりますので、大塚英博君の退席を求めます。

（大塚議員退席）

議長（松崎俊一君） お諮りいたします。

同意第1号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。採決の方法は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9名です。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 穴見まち子君及び7番 西田直美君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に3番 穴見まち子君及び7番 西田直美君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番 穴見まち子君及び7番 西田直美君に立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数	8票
有効投票	8票
無効投票	0票
有効投票中	
賛成	7票
反対	1票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

（大塚議員入場・入席）

議長（松崎俊一君） 6番 大塚英博君が入席いたしましたので、ただいまの採決の結果を御報告いたします。

本議会は、本案に同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後1時15分）

議長（松崎俊一君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時19分）

議長（松崎俊一君） 日程第16、「発議第1号 広報特別委員会の設置に関する決議について」

を議題とします。

ここで提出者より、発議第1号の提案理由の説明を求めます。

7番（西田直美君） 議長、7番、西田直美です。

発議第1号広報特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

小国町議会議長 松崎 俊一 様

令和元年5月10日提出

提出者 小国町議会議員 西田 直美

賛成者 小国町議会議員 江藤理一郎

別紙を御覧ください。

記

1. 名 称 広報特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び小国町議会委員会条例第5条

3. 目 的 議会の活動状況を広く住民に知らせることは、住民が議会活動への理解を深め、信頼を高め、また議会活動を通して、行政全般について考えるためにも重要なことであり、小国町議会の広報手段として、「議会だより」を発行したい。更には、情報発信に伴うインフラ整備など広報に関するあらゆる事項について、調査、研究を行うため、4人の委員による広報特別委員会を設置したい。

4. 委員の定数 4名

以上でございます。

議員の皆さまの御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） ただいま提出者であります西田直美議員から説明をいただきました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、西田直美議員から提出をされました発議第1号、広報特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

本件は、4人の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、西田直美議員から提出されました発議第1号、広報特別委員会の設置に関する決議については可決され、4人の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました広報特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

これより指名をいたします。

2番 江藤理一郎君

4番 久野 達也君

5番 児玉 智博君

7番 西田 直美君

以上のとおり、広報特別委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま報告をいたしましたとおり、それぞれの指名をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を、広報特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

なお、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっています。ここで休憩をして委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時24分)

議長(松崎俊一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 2 5 分)

議長（松崎俊一君） それでは、休憩中に、正、副委員長が決定をいたしたと思われまので、委員長より正、副委員長の御報告をお願いします。

7 番（西田直美君） それでは、広報特別委員会について御報告を申し上げます。委員長は、私、西田直美、副委員長には、江藤理一郎議員に決定いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

日程第 1 7、「承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 1 号 小国町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） それでは、議案集 1 ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

令和元年 5 月 1 0 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次のページお願いいたします。

専決第 1 号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 3 1 年 3 月 3 1 日

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

お配りしております条例集 1 ページ右肩に専 1 と記載されておりますのが、改正条例本文となります。説明資料は税務課資料（1）の小国町税条例改正の概要でございます。税務課資料（2）が新旧対照表となっております。

それでは、税務課資料（1）のほうで説明をさせていただきます。まず改正理由です。地方税法等の一部を改正する法律等が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、小国町税条例等の一部についても所要の改正が必要となったため改正を行ったものでございます。今回は税法改正の中で、4 月 1 日からの施行分と一部 6 月 1 日施行分も含めまして、その分のみを改正させていただきます。

次に改正内容です。1 個人町民税の寄附金税額控除です。ふるさと納税制度の見直しに伴う規

定の改正でございます。報道等で御承知のことと思っておりますが、ふるさと納税制度の見直しが行われております。内容は、ふるさと納税（特例控除）の対象とする地方団体の指定制度の導入ということで、これまでどこの地方団体、市町村に寄附したとしても、ふるさと納税として税の特例控除が受けられておりましたが、基準が設けられまして①寄附金の募集を適正に実施する団体、②特にこの分ですけれど、返礼品を送付する場合、返礼品の割合を3割以下とすること、また返礼品を地場産品とすることとなりまして、この基準に適合する団体として総務大臣が指定した地方団体に対する寄附金が、ふるさと納税として税の特例控除の対象となるものでございます。

以上のような制度見直しに伴う改正でございます。

次に住宅借入金特別控除です。住宅ローン控除の控除期間を3年間延長する等の規定の整備及び適用手続の要件緩和の改正でございます。所得税の住宅ローン控除の拡充に伴う措置で現行の10年から13年に控除期間が拡充されております。

2 その他法律改正にあわせての所要の規定の整備を行っております。固定資産税の特例措置の整備、引用する適用条文の項及び号、番号のずれによる整理及び特例措置の適用申告の整備、軽自動車税のグリーン化特例の規定の整備、これらは現行の制度の内容が変わるものではなく、字句とか適用条文の項番号の整備をしたものでございます。

次のページが条例改正番号ごとに対応する法令、また改正内容を記載した表となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより、承認第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） まず、一つ目の個人町民税の寄附金税額控除について1点確認したいんですが、これは要するに自治体に対するふるさと納税に限っての話なのかということです。通常寄附金控除というと、日本赤十字社とかそういった公益団体への寄附金等も要するに確定申告のときに控除の対象になるわけですね。そうしたものは今回の改正には含まれないということで、よろしいですか。

税務課長（橋本修一君） 今おっしゃられたとおりで、ふるさと納税、この寄附金は、地方団体、県とか市町村とかに寄附した場合が税の特例控除を受けられるものでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） わかりました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

7番（西田直美君） すみません、わからないので教えていただきたいのですが、この中の2番返礼品を送付する場合に、返礼品の割合を3割以下とすることというのは、原価もしくは寄附金のうちの3割原価とかいう確かありましたよね。これちょっと特定しないとわかりづらいかなとは思いますが。

税務課長（橋本修一君） 3割以下というのは寄附金額の3割以下ということというふうに捉えておりますけど。寄附金をいただいた金額の返礼品は3割以下の金額の部分しか返礼できないと。

はい、以上です。

7番（西田直美君） はい、ということですよ。ここの場合はそれを明記しておいたほうがわかりやすいのではないかとちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

税務課長（橋本修一君） この辺りの明記は地方税法のほうで、明記しておりますので、小国町税条例にとっては、地方税法の税法を指定しております。

以上です。

7番（西田直美君） わかりました。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号 小国町税条例等の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和元年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

次のページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

小国町長 北里耕亮

お配りしております条例集の7ページ右肩に専2というふうに書いております。これが、改正条例本文となります。説明資料はお配りしております税務課資料(3)の小国町国民健康保険税条例改正の概要で説明をさせていただきます。

改正理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても改正が必要となったため改正を行ったものでございます。

次に改正内容でございます。第2条課税額の課税限度額の見直しでございます。基礎課税額の限度額が58万円から61万円に改正されております。

次に、第23条軽減判定所得の見直しでございます。5割軽減の基準額につきまして、被保険者に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、また2割軽減基準額につきましては被保険者に乗ずる金額を50万円から51万円に改正をしております。この第2条の課税限度額も第23条の軽減判定所得基準額も政令で定めることとなっておりますので、政令の改正に伴い小国町国民健康保険条例の改正を行ったものでございます。

次のページが新旧対照表になっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長(松崎俊一君) これより、承認第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 今説明をいただきました。この地方税法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴うということでした。先ほどの専決の1号のほうは法改正によるものでありますので、一応私たちの国民の代表者である国会で審議を経た上での改正だけれども、こっちは政令ですから内閣が勝手に決めたわけですね。それで、質疑でお尋ねしたいのが、課税限度額が58万円から61万円に3万円も上がるわけです。今回、普通の一般選挙でも私の元に有権者の人たちから、保険税が高すぎるからこれはやっぱり何とかしてもらいたいという人たちが私も3回選挙しましたけれども、今までで一番そういった声が多かったわけです。そこでまず、確認なんです、本算定は7月ということになりますけれども、確定申告ももう終わってまして、ある程度わかってきているかと思いますが、この課税限度額が58万円から61万円に引き上げられて影響を受ける世帯というのはどれぐらいになるのでしょうか。

税務課長(橋本修一君) 平成31年度につきましては、まだ最終的な決定を出しておりませんの

で、正式な限度額に対しての世帯数はちょっと今のところわかりません。平成30年度で申し上げますと限度額世帯は40世帯ほどあります。ですから、3万円上がりましたから3万円×40世帯で120万円ほどの税金が上がるということになります。

以上です。

5番（児玉智博君） 被保険者にとって、下の方の第23条というのは、特に低所得世帯などには低所得世帯というか被災世帯とかになると思うんですけども、そういうところにとっては、いい改正も出てるわけです。5割軽減が基礎控除33万円+27.5万円から28万円に、それに被保険者数を乗じた額。2割軽減が33万円+50万円から33万円+51万円それに被保険者数を乗じた額というふうになっております。実際この救済措置と言いますか、軽減の影響を受ける世帯というのは平成30年度分でも結構ですが、どれくらいいらっしゃるか教えてください。

税務課長（橋本修一君） 平成30年度で申し上げますけど、5割軽減世帯が207世帯ほどあります。2割軽減世帯が159世帯でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） では、その実際に軽減されている保険税額の総額だけでも結構なんですけど、それはわかりませんか。

税務課長（橋本修一君） 均等割の軽減額が1千337万9千円でございます。平等割の軽減額が885万5千円でございます。これは平成30年度の賦課期日現在の数字でございます。

5番（児玉智博君） つまりですね、この120万円、要は入ってくる分は平成30年度で言えば増えるけども、減額する分というのはその10倍、10倍と言わないですね、あるわけですよね。結局これはどういうことかと言うと、課税限度額を見直さなければ、こういう5割軽減、2割軽減あとは7割軽減もありますけど、それが増やせないかと言うと、そうじゃないということなんですよね。というのがこれ法定減額ですから、小国町が対象者の人の保険税を軽減したとしてもそれはあとから国のほうから入ってくる仕組みになっているからですね、実際こうして見ると、何かこう所得の少ない人たちを、ある程度一定所得の高い人に負担を求めることで、何とか所得の再分配とかですね、そういうのをしようというふうになっているかのように見えますけども、実際はそうじゃないということだと思ってしまうんですが、そうですね。

税務課長（橋本修一君） 今回の軽減判定のこの所得基準の拡充というのは、今まで5割軽減、2割軽減を受けていた世帯、もうギリギリぐらいでなった世帯が少し収入が上がったとしても、上がっても外れないようにそういう人たちを救済すると言いますか、そういった内容でございますので、軽減の対象を広くするとかそういったことではございませんので、今、自然増で少しずつ収入が上がったとしてもその同じ5割軽減、2割軽減を受けられるような形の意味合いの改正だと思っております。

5番（児玉智博君） つまり第2条の改定での増収分をもって、この23条の改正分がこれは一つ

のセットではないということですね。わかりました。終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は専決第2号について、反対の立場から討論を行います。

第23条の部分、国民健康保険税の減額の部分で、法定減額の5割軽減と2割軽減の執行部の説明によりますと、所得がある程度回復をした人たちについて、引き続き減額の対象にするためのいわば救済措置という点での23条部分の改正は賛成であります。

ところが、一方で第2条の課税限度額の見直しについて基礎課税額を58万円から61万円に3万円引き上げるという点に賛成はできません。やはり、私も日々寄せられます国民健康保険税が高すぎるという問題はやはり小国町政にとっても大きな問題であると思います。そうした中で、やはり政令による改正が行われているとはいえ、国会審議も行われていない中で、ただ、しかも専決処分というやり方で改正をしたことについては、全く国民、町民の声を無視するやり方ではないかというふうに思います。ですので、やはりこうした重要な問題を専決処分、しかも政令の改正とこれは国の問題ですけれども、というやり方で国民にいわば押し付けるようなやり方は断じて認められませんので、反対するものです。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

4番（久野達也君） 同僚議員から反対の討論がございましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の国保税条例の改正ですけれども、政令とは言ったものの行政機関としましては当然課税状況調査だとか、例年その課税の実態についての調査を行っております。また、今回の限度額の見直し、ここに付きましても、いわゆる例えば中間層の100%納税者がいるわけなんです。それと低額所得者による軽減措置として減免措置、軽減措置がなされております。それを鑑みましたときには、ある一定の制限以上の税額を上限を頭打ちという制度、これも当然必要でしょうけれども、それは時代の衰勢、あるいは経済情勢によって変化するのが必然じゃないかなと思っております。ですから、当然中間層で100%を納税しているという方のことを考えると、ならば額が多いからそこで頭押しでいいのかという部分が常につきまとう部分がございます。政令とは言ったものの、冒頭申し上げましたとおり、それにはそれなりの国の基準、算定基礎があろうかと思っております。これらを鑑みましたときに時代情勢の推移の中で、このことをやはり地方議会も国の政令に従うんじゃないかと、政令を見たときにどう判断していくのか、そうしたときにはやはりこのような改正がなされても必然性があろうかと思っております。賛成の立場から討論をさせていただ

きました。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

以上で、令和元年第2回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後 1 時 5 0 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1番 時 松 昭 弘 君

9番 熊 谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を5月10日の1日間とする。

1.	同意第1号	小国町監査委員の選任につき同意を求めることについて 令和元年5月10日 同 意
1.	発議第1号	広報特別委員会の設置に関する決議について 令和元年5月10日 原案可決
1.	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について) 令和元年5月10日 承 認
1.	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) 令和元年5月10日 承 認

《議案外》

令和元年 5 月 10 日

1. 仮議席の指定について
 1. 議長選挙について
 1. 副議長選挙について
 1. 議席の指定について
 1. 会議録署名議員の指名について
 1. 会期の決定について
 1. 常任委員の選任について
 1. 議会運営委員の選任について
 1. 小国町外一ヶ町公立病院組合議会議員の選挙について
 1. 阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙について
 1. 小国町南小国町共有財産協議会委員の選任について
 1. 小国町まちづくり審議会委員の選任について
 1. 小国町地熱資源活用審議会委員の選任について
 1. 小国町上下水道事業運営審議会委員の選任について
 1. 小国町国民健康保険運営協議会委員の選任について
 1. 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 1. 議員派遣の件について
 1. 閉会中の継続調査の件について
- 議会運営委員会 に付託

小国町議会会議録
令和元年第2回臨時会

令和元年5月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119